

大阪府建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づく届出  
遊戯施設事故(平成19年度届出分)

## 平成19年度報告分

NO.	報告種別	記述項目	内容
10	第1報 (速報)	発生日時	平成20年3月19日(水)／11:43頃
		建築物用途	遊園地(ローター)
	第2報 (詳報)	事故の状況	乗物の扉を閉める際、乗客の手が接触
		被害者の概要	13～19歳 1名(左手甲打撲)
9	第1報 (速報)	発生日時	平成19年12月23日(日)／時刻不明
		建築物用途	遊園地(コースター)
	第2報 (詳報)	事故の状況	当該遊戯施設に乗った際、降下時にむち打ちになる。
		被害者の概要	20～64歳 1名(むち打ち症)
8	第1報 (速報)	発生日時	平成19年11月14日(水)／15:40頃
		建築物用途	遊園地(コースター)
	第2報 (詳報)	事故の状況	2名乗車、駅舎手前の主ブレーキ部で一旦停止時、うち一名がラップバーの握り棒で口を打撲。
		被害者の概要	6～12歳 1名 1名(口を打撲)
7	第1報 (速報)	発生日時	平成19年10月1日(月)／16:30頃
		建築物用途	遊園地(ウォーターシュート)
	第2報 (詳報)	事故の状況	負傷者を含む3名で乗車、手すりを持たなかった為、減速時に前部クッションで右眉部を打撲。
		被害者の概要	6～12歳 1名 1名(右眉付近裂傷)
6	第1報 (速報)	発生日時	平成19年10月7日(日)／14:25頃
		建築物用途	遊園地(ウォーターシュート)
	第2報 (詳報)	事故の状況	水路の最後部シュートで、男児が身体保持が出来ず、ボート全部のクッションゴムに顔を打つ。
		被害者の概要	0歳から5歳 1名(頭部打撲)
5	第1報 (速報)	発生日時	平成19年8月18日(土)／18:50頃
		建築物用途	遊園地(コンドル)
	第2報 (詳報)	事故の状況	係員が乗物の扉を閉める時、利用者が扉の枠と扉の間で指をつめた。
		被害者の概要	0歳から5歳 1名(右手人差し指打撲)
5	第2報 (詳報)	事故の原因	従業員が戸閉め時の安全確認を怠ったため
		再発防止策	スタッフ全員にマニュアルの遵守(安全確認)を再教育。また指詰め防止ゴムの延長(予定)

4	第1報 (速報)	発生日時	平成19年8月13日(月)／13:10頃
		建築物用途	遊園地(プール用滑り台)
	事故の状況	プール用滑り台にて利用者が転倒。	
	被害者の概要	20歳から64歳 1名(右肩鎖骨骨折)	
第2報 (詳報)	事故の原因	浮き輪の取っ手を握り滑るところ、途中でバランスを崩したため。	
	再発防止策	浮き輪の利用方法について注意の呼びかけ	
3	第1報 (速報)	発生日時	平成19年8月12日(土)／14:30頃
		建築物用途	遊園地(コースター)
	事故の状況	コースターが停止時に、ラップバーの握り棒で歯を打ち、負傷。	
	被害者の概要	0歳から5歳 1名(上前歯打撲)	
第2報 (詳報)	事故の原因	負傷者が利用制限を少し超えた身長であったため、走行中に恐怖心より深く座った為。	
	再発防止策	ラップバー握り棒にスポンジゴムを巻きつける。	
2	第1報 (速報)	発生日時	平成19年7月21日(土)／10:30頃
		建築物用途	遊園地(観覧車)
	事故の状況	従業員が当該遊戯施設の乗り物に吊られる。その結果、腕を骨折。	
	被害者の概要	重傷者(13歳から19歳) 1名(右腕骨折)	
第2報 (詳報)	事故の原因	当該従業員が、乗客の安全ベルトを装着する際に扉と握り棒の間に腕を差し入れた状態で乗り物が作動したため、	
	再発防止策	安全ベルト脱着時のマニュアル作成。 運転従事者全員に、事故の概要と再発防止への教育。 乗物停止用リモートコントロールの設置予定。	
1	第1報 (速報)	発生日時	平成19年5月5日(土)／12:50頃
		建築物用途	遊園地(コースター)
	事故の状況	走行中に車両が傾き、点検歩廊手摺柵に当たり、停止。 死者1名及び負傷者多数発生。	
	被害者の概要	死亡者(13歳から19歳) 1名 重傷者(20歳から64歳) 1名 軽傷者(年齢不明) 20名	
第2報 (詳報)	事故の原因	車両二両目の前軸左側車軸のナット部分から折損し車輪ユニットが落ちた	
	再発防止策	※再開未定の為、不明	